

使用開始日
2019年9月7日



みずほUSハイイールドオープン (年1回決算型) 為替ヘッジあり／為替ヘッジなし

追加型投信／海外／債券

この目論見書により行う「みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2019年9月6日に関東財務局長に提出しており、2019年9月7日にその効力が生じております。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下、「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧できます。
本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。
なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については委託会社の照会先までお問い合わせください。

〈委託会社〉[ファンドの運用の指図を行う者]

アセットマネジメントOne 株式会社

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第324号
設立年月日:1985年7月1日
資本金:20億円(2019年6月末現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:16兆447億円
(2019年6月末現在)

委託会社への照会先

【コールセンター】

0120-104-694

(受付時間:営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】

<http://www.am-one.co.jp/>

〈受託会社〉[ファンドの財産の保管および管理を行う者]

みずほ信託銀行株式会社

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

<ファンドの名称について>

正式名称	略 称
みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型)為替ヘッジあり	為替ヘッジあり
みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型)為替ヘッジなし	為替ヘッジなし

◆上記各ファンドを総称して「みずほUSハイイールドオープン(年1回決算型)為替ヘッジあり／為替ヘッジなし」ということがあります。また、それぞれを「ファンド」ということがあります。

<商品分類および属性区分>

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
為替ヘッジあり 為替ヘッジなし	追加型	海 外	債 券

ファンド名	属性区分				
	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ※2
為替ヘッジあり	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	北 米	ファミリー ファンド	あ り (フルヘッジ)
為替ヘッジなし	その他資産 (投資信託証券※1)	年1回	北 米	ファミリー ファンド	な し

※1 投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・社債・クレジット属性(低格付債)」です。

※2 属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

◆上記の商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的・特色

ファンドの目的

主として米国の米国ドル建ての高利回り債(以下「ハイイールド債」といいます。)に投資を行い、信託財産の成長と安定した収益の確保を目指します。

ファンドの特色

1 米国の米国ドル建てのハイイールド債を主要投資対象とします。

- 綿密な調査に基づく銘柄の選択と適度な銘柄分散によって信用リスク等をコントロールしつつ、高い利回りの享受を目指します。

ハイイールド債とは

★ 一般に債券(社債)には、格付け会社から発行体(企業など)の信用力に応じて、AAA、AA等の格付けが付与されます。
ハイイールド債とは、格付け会社からBB(S&P社の場合)以下の格付けが付与されている等、BBB以上の格付けが付与されている高格付け債と比べ信用力の低い債券です。具体的には、S&P社の場合、BB以下のもの、ムーディーズ社の場合、Ba以下のものを指します。

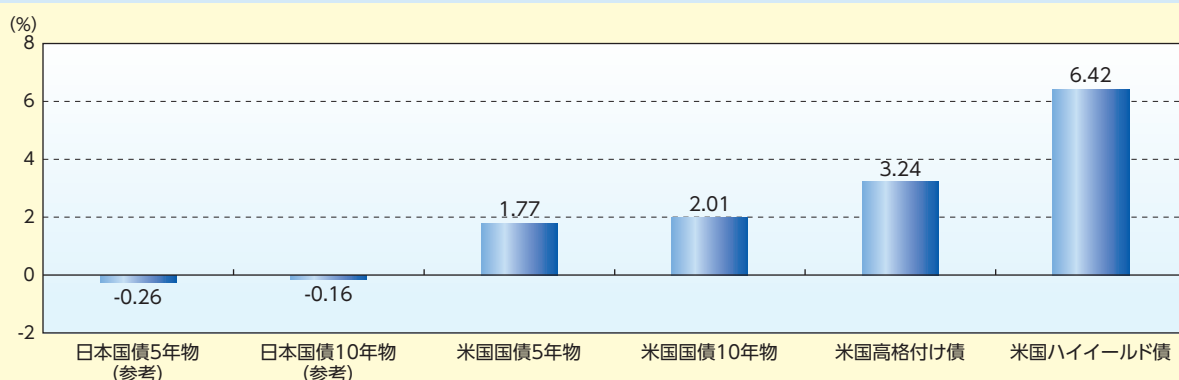
利回り	格付け(信用力)	S&P社の場合	ムーディーズ社の場合	
↑ 低い	↑ 高い	AAA	Aaa	高格付け債
		AA	Aa	
		A	A	
		BBB	Baa	
↓ 高い	↓ 低い	BB	Ba	ハイイールド債
		B	B	
		CCC	Caa	
		CC	Ca	
		C	C	
		D	-	

ハイイールド債の主な特徴

- ★ ハイイールド債は、高格付け債と比べ相対的に信用力が低く債務不履行(デフォルト)になる可能性が高いと評価される分、高い利回りで発行され流通しています。

《ご参考》米国における債券利回りの比較

(2019年6月28日現在)



出所:ブルームバーグのデータを基にアセットマネジメントOneが作成。

※日本国債および米国国債の利回りは、ブルームバーグによるジェネリック5年国債およびジェネリック10年国債を使用。

米国高格付け債はICE BofAML・US・コーポレート・インデックス[平均残存期間:10.71年]、

米国ハイイールド債はICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス[平均残存期間:5.72年]の最終利回りを使用。

※債券の利回りは、経済環境および金利動向等の影響を受け変動します。また、上記グラフは過去の実績であり、将来における各債券の利回りおよび各ファンドの運用成果等を示唆、保証するものではありません。

- ★ 米国では、ハイイールド債は、企業にとって一般的な資金調達の手段であり、投資家にとっては魅力的な投資対象であるため、確立された市場が存在しています。

➡ その市場規模から、投資銘柄の選択と適度な分散投資が可能です。

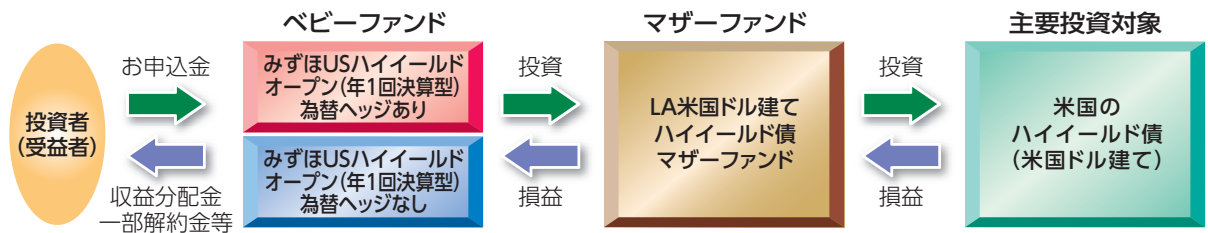


ファンドの目的・特色

- 各ファンドは、「LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式について

ファミリーファンド方式とは、投資者の皆さまからお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



2 「為替ヘッジあり」と、「為替ヘッジなし」のいずれかを選択できます。*

※販売会社によっては「為替ヘッジあり」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

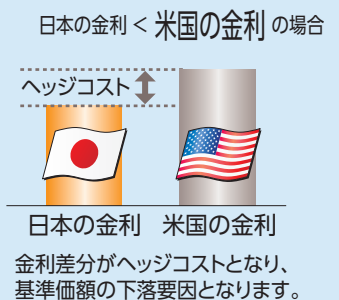
- 「為替ヘッジあり」は、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。
- 「為替ヘッジなし」は、組入外貨建資産に対して、原則として為替ヘッジを行わないため、為替変動の影響を直接的に受け、円高局面ではその資産価値を大きく減少させる可能性があります。

《ご参考》 為替ヘッジとヘッジコストについて

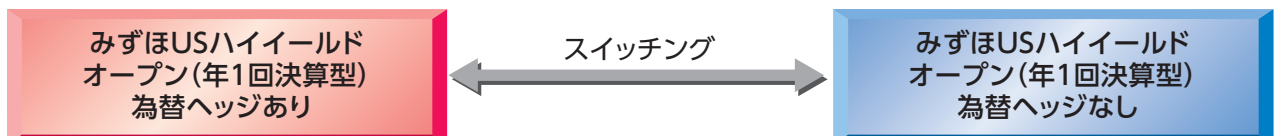
為替ヘッジとは、外貨建資産へ投資する場合に、外国為替の売予約や先物取引等を利用することによって、為替変動リスクを低減することをいいます。

通常、為替ヘッジを行う通貨の金利が円の金利より高い場合は、金利差分のヘッジコストがかかります。

米ドル建ての外貨建資産に対して為替ヘッジを行う際に、米ドルの金利が日本円の金利より高い場合、日米の金利差がヘッジコストとなります。



- 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の間でスイッチング(乗換え)ができます。



※販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合、またはスイッチングの取扱いに一定の制限を設ける場合があります。

※スイッチングの際は、換金時と同様に信託財産留保額(1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額の0.2%)および税金(課税対象者の場合)がかかりますのでご注意ください。また、購入時手数料は販売会社が別に定めます。



ファンドの目的・特色

- 各ファンドは、以下をベンチマークとします。

為替ヘッジあり	ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ヘッジベース) ^{※1}
為替ヘッジなし	ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ベース) ^{※2}

※1 「ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ヘッジベース)」とは、ICE BofAML US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース) からヘッジコストを考慮して円換算したものです。


※2 「ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス (円ベース)」とは、ICE BofAML US Cash Pay High Yield Index (US\$ベース) をもとに、委託会社が独自に円換算したものです。

ICE Data Indices, LLC (「ICE Data」)、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、明示又は黙示のいずれかを問わず、インデックス、インデックス・データ、及びそれらに含まれ、関連し、又は派生する一切のデータを含めて、商品性又は特定の目的若しくは使用への適合性の保証を含む一切の表明及び保証を否認します。ICE Data、その関係会社又はそれらの第三者サプライヤーは、インデックス、インデックス・データ若しくはそれらの構成要素の適切性、正確性、適時性又は完全性について、なんら損害賠償又は責任を負わず、インデックス、インデックス・データ及びそれらの全ての構成要素は、現状有姿において提供されるものであり、自らの責任において使用いただくものです。ICE Data、その関係会社及びそれらの第三者サプライヤーは、アセットマネジメントOne (株) 又はその製品若しくはサービスを後援、推薦又は推奨するものではありません。

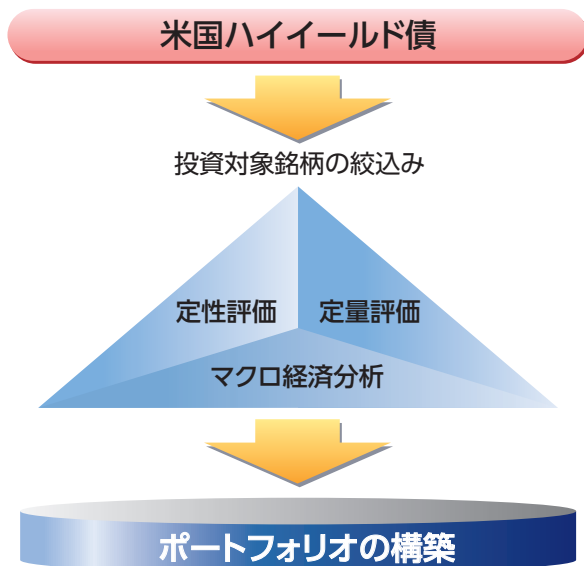
*ベンチマークは米国債券市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。

3 マザーファンドの運用は、ロード・アベット社が行います。

- 運用の効率化を図るため、マザーファンドにおける運用指図に関する権限をロード・アベット社に委託します。

ロード・アベット社 (正式名称:ロード・アベット・アンド・カンパニー エルエルシー)	
	設立:1929年 運用資産:約1,767億米ドル(2019年3月末現在) 米国の独立系資産運用会社で、株式から債券まで多様な投資信託を提供しています。

運用プロセス



企業訪問で得た情報や決算情報等をもとに相対的に良質な資産と優良な経営陣を持つ企業に重点を置き、個別企業に対する徹底した定性・定量分析を行います。加えて、マクロ経済分析等を投資判断に加味することで相対的に魅力的な銘柄を選び出し、ポートフォリオを構築します。

〈各分析における着眼点〉	
定性評価	経営陣の質/競争優位性
定量評価	資産 キャッシュフロー 業績
マクロ経済分析	資本市場・信用リスク環境 企業業績 金融当局の政策スタンス

※上記のプロセスは、今後変更される場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。



ファンドの目的・特色

■ 主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
デリバティブ取引	デリバティブ取引を利用することができます。

■ 分配方針

毎決算時(原則として毎年6月7日。ただし、休業日の場合は翌営業日)に、原則として次の通り収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市場動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※各ファンドの将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



投資リスク

基準価額の変動要因

各ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

また、投資信託は預貯金と異なります。

信用 リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、信用度が高い高格付けの債券と比較して、相対的に高い利回りを享受することが期待できる一方で、発行体の業績や財務内容等の変化により、債券価格が大きく変動する傾向があり、かつ発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなる可能性も高いと考えられます。各ファンドが投資するハイイールド債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となります。

金利変動 リスク

金利の上昇(公社債の価格の下落)は、基準価額の下落要因となります。

一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。金利上昇は、各ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼし、各ファンドの基準価額を下落させる要因となります。

為替変動 リスク

<為替ヘッジあり>為替ヘッジを行っても、円高による影響を完全には排除できません。

<為替ヘッジなし>為替相場の円高は、基準価額の下落要因となります。

「為替ヘッジあり」では、原則として為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替ヘッジを行うにあたりヘッジコストがかかります。

「為替ヘッジなし」では、原則として為替ヘッジを行わないため、投資対象通貨(主として米ドル)と円との外国為替相場が円高となった場合には、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

流動性 リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができない可能性があります。各ファンドが主要投資対象とするハイイールド債は、一般的に信用度が高い高格付けの債券と比較して、市場規模や取引量が相対的に小さく、各ファンドが保有するハイイールド債等において流動性が損なわれた場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。



投資リスク

カントリー リスク

投資する国・地域の政治・経済の不安定化等は、基準価額の下落要因となります。

各ファンドの投資先となっている国(地域)の政治・経済・社会・国際関係等が不安定な状態、あるいは混乱した状態等に陥った場合には、各ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 各ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- 収益分配金に関する留意点として、以下の事項にご留意ください。
 - 投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
 - 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
 - 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
- 各ファンドは、取引所等における取引の停止等があるときには、換金請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた換金請求の受け付けを取り消すことがあります。
- 各ファンドはファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、各ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、各ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

リスクの管理体制

委託会社では、運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。また、運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

※リスク管理体制は、今後変更になることがあります。

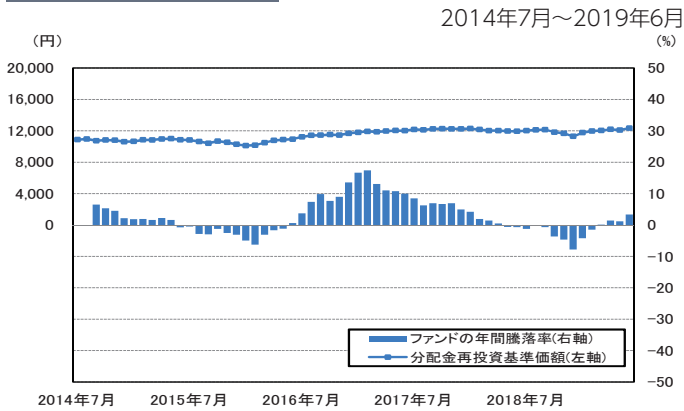


投資リスク

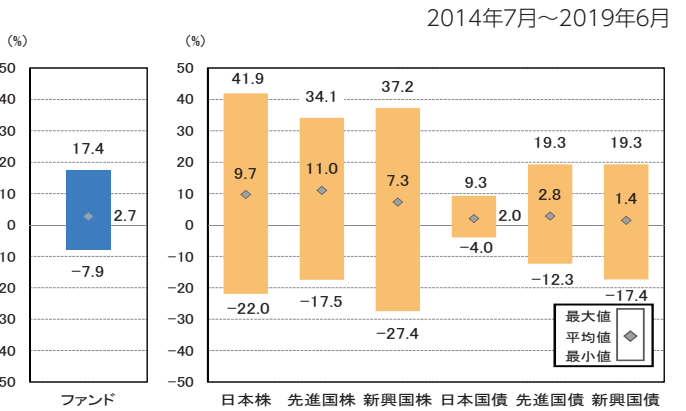
<参考情報>

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

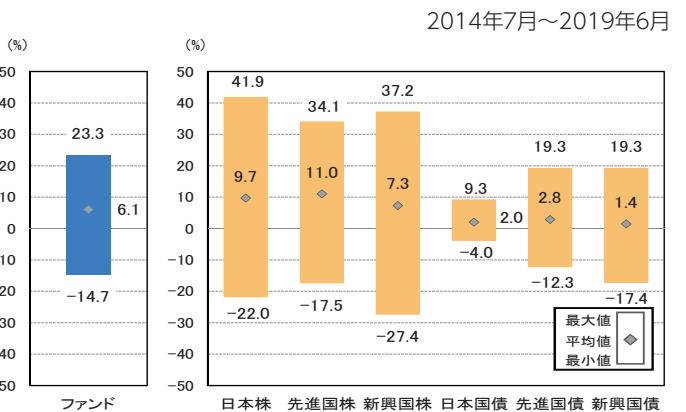
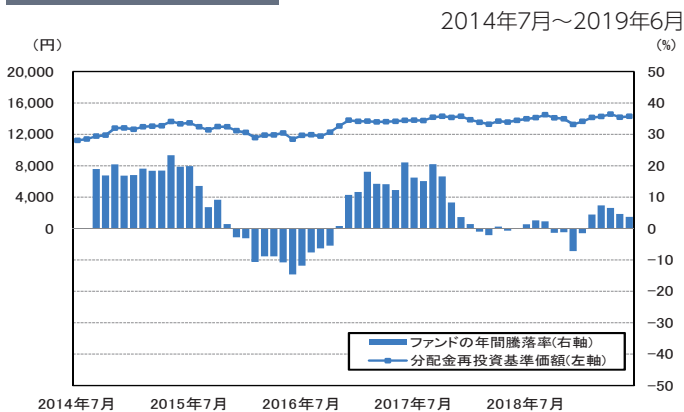
為替ヘッジあり



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



為替ヘッジなし



*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。(以下同じ)
 *年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したものは、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
 *なお、各ファンドは2013年9月6日に設定しているため、年間騰落率については2014年9月以降の騰落率を表示しています。

*上記は、各ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年7月～2019年6月の5年間における年間騰落率(各月末時点について1年前と比較したもの)の平均・最大・最小を表示したものです。
 *各ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。なお、各ファンドは2013年9月6日に設定しているため、各ファンドの年間騰落率については2014年9月以降の平均・最大・最小を表示しています。
 *代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、各ファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数(TOPIX)」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(株)東京証券取引所の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースィファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

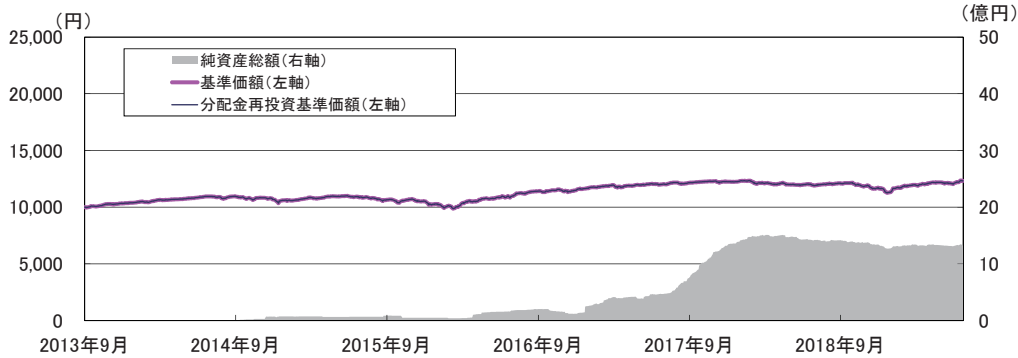


運用実績

データの基準日:2019年6月28日

為替ヘッジあり

基準価額・純資産の推移 《2013年9月6日～2019年6月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2013年9月6日)

分配の推移(税引前)

2019年 6月	0円
2018年 6月	0円
2017年 6月	0円
2016年 6月	0円
2015年 6月	0円
設定来累計	0円

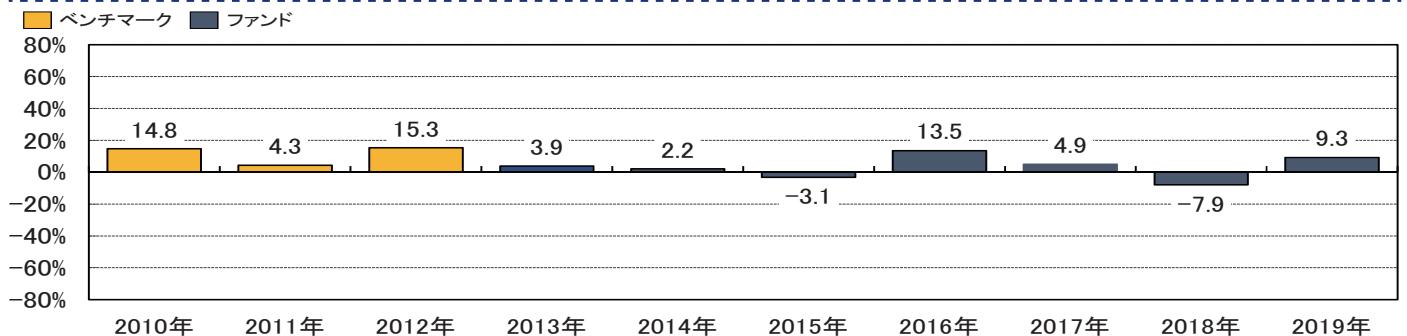
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	98.8

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2013年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2012年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス(円ヘッジベース)」です。

※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

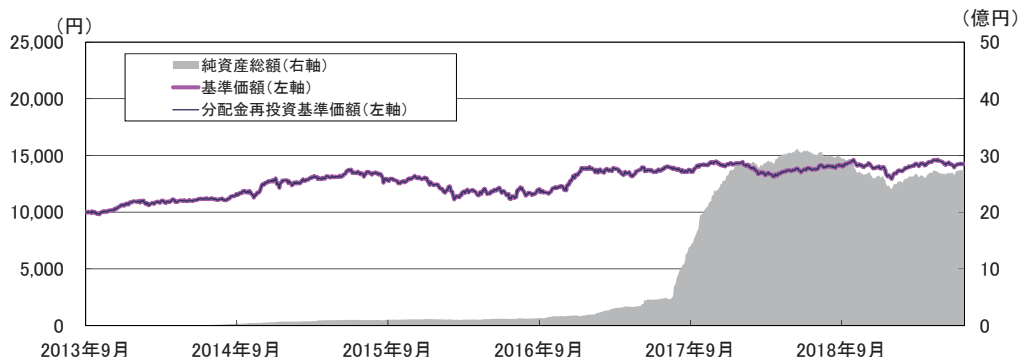


運用実績

データの基準日:2019年6月28日

為替ヘッジなし

基準価額・純資産の推移 《2013年9月6日～2019年6月28日》



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日:2013年9月6日)

分配の推移(税引前)

2019年 6月	0円
2018年 6月	0円
2017年 6月	0円
2016年 6月	0円
2015年 6月	0円
設定来累計	0円

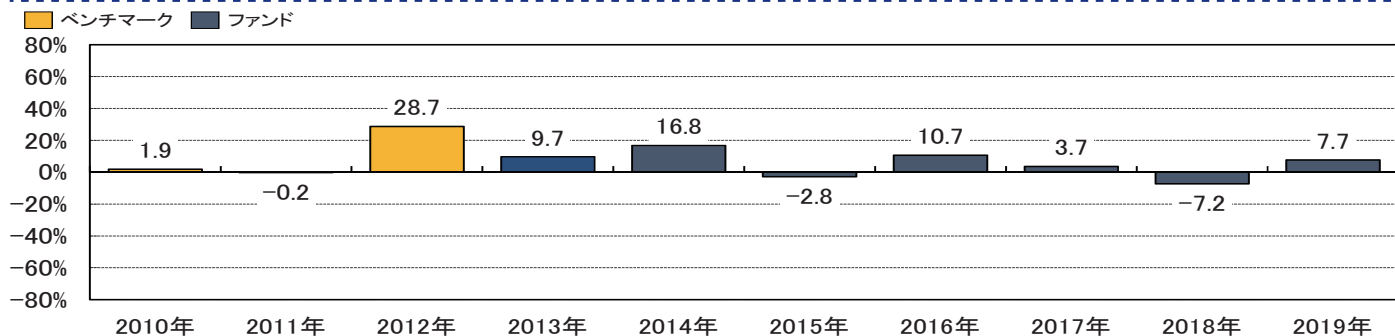
※分配金は1万口当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド	99.8

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2013年は設定日から年末までの収益率、および2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

※2012年以前は、ベンチマークの収益率を表示しています。当ファンドのベンチマークは「ICE BofAML・US・キャッシュ・ペイ・ハイイールド・インデックス(円ベース)」です。

※ベンチマークの暦年の基準は、ファンドの基準価額との比較を考慮し、国内の営業日を基準にした収益率です。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



運用実績

データの基準日:2019年6月28日

主要な資産の状況

■LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	0.3
内 アメリカ	0.3
新株予約権証券	0.0
内 アメリカ	0.0
新株予約権付社債券	4.2
内 アメリカ	4.0
内 ケイマン諸島	0.1
内 ルクセンブルグ	0.1
国債証券	0.3
内 アルゼンチン	0.3
内 スリランカ	0.0
地方債証券	0.3
内 アルゼンチン	0.3
社債券	91.6
内 アメリカ	76.5
内 カナダ	3.2
内 ルクセンブルグ	3.1
内 イギリス	1.2
内 オランダ	1.0
内 その他	6.6
投資証券	0.3
内 アメリカ	0.3
その他有価証券	0.0
内 アメリカ	0.0
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.0
合計(純資産総額)	100.0

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	利率(%)	償還期限	比率(%)
1	スプリント・キャピタル	社債券	アメリカ	6.875	2028年11月15日	2.0
2	CCOホールディングス	社債券	アメリカ	5.750	2026年 2月15日	1.0
3	ディッシュ DBS	社債券	アメリカ	7.750	2026年 7月 1日	1.0
4	アライ・ファイナンシャル	社債券	アメリカ	8.000	2031年11月 1日	1.0
5	CCOホールディングス	社債券	アメリカ	5.125	2027年 5月 1日	0.7
6	アルティス・フランス	社債券	フランス	7.375	2026年 5月 1日	0.7
7	テスラ	社債券	アメリカ	5.300	2025年 8月15日	0.6
8	スプリングリーフ・ファイナンス	社債券	アメリカ	6.125	2024年 3月15日	0.6
9	トランスタイム	社債券	アメリカ	6.375	2026年 6月15日	0.6
10	ユナイテッド・レンタルズ	社債券	アメリカ	4.875	2028年 1月15日	0.6

○掲載データ等はいくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○ベンチマークの情報はあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して6営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までに販売会社が受付けたものを当日分のお申込みとします。
購入の申込期間	2019年9月7日から2020年3月6日まで ※申込期間は上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金申込不可日	以下のいずれかに該当する日には、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を行いません。 ・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求等に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	信託財産の効率的な運用または受益者に対する公平性を期する運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた購入・換金・スイッチングのお申込みの受付を取り消すことがあります。
信託期間	2028年6月7日まで(2013年9月6日設定)
繰上償還	次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することがあります。 ・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。 ・やむを得ない事情が発生したとき。 ・信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。
決算日	毎年6月7日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。 ※お申込コースには、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。
信託金の限度額	各ファンドにおいて4,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行い、委託会社のホームページ(http://www.am-one.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度および未成年者少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。
そ の 他	販売会社によっては「為替ヘッジあり」もしくは「為替ヘッジなし」のどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は委託会社または販売会社までお問い合わせください。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

■ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用													
購入時手数料	<p>購入申込金額(購入申込口数に購入価額を乗じた額)に、3.24%*(税抜3.0%)を上限として、販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。</p> <p>*消費税率が10%になった場合は、3.3%となります。</p> <p>購入時手数料は、商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価として、販売会社に支払われます。</p>												
信託財産留保額	<p>換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.2%の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。</p>												
投資者が信託財産で間接的に負担する費用													
運用管理費用 (信託報酬)	<p>各ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.458%*(税抜1.35%)</p> <p>*消費税率が10%になった場合は、年率1.485%となります。</p> <p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき各ファンドから支払われます。</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)の配分は、販売会社毎の純資産総額に応じて、以下の通りとします。</p>												
	運用管理費用(信託報酬)の配分(税抜)												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>販売会社毎の純資産総額</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>500億円未満の部分</td> <td>年率0.80%</td> <td>年率0.50%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> <tr> <td>500億円以上の部分</td> <td>年率0.60%</td> <td>年率0.70%</td> <td>年率0.05%</td> </tr> </tbody> </table>	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社	500億円未満の部分	年率0.80%	年率0.50%	年率0.05%	500億円以上の部分	年率0.60%	年率0.70%	年率0.05%
	販売会社毎の純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社									
500億円未満の部分	年率0.80%	年率0.50%	年率0.05%										
500億円以上の部分	年率0.60%	年率0.70%	年率0.05%										
<table border="1"> <thead> <tr> <th>主な役務</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価</td> <td>購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価</td> <td>運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価</td> </tr> </tbody> </table>	主な役務	委託会社	販売会社	受託会社		信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価					
主な役務	委託会社	販売会社	受託会社										
	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価										
	<p>※委託会社の信託報酬には、LA米国ドル建てハイイールド債マザーファンドの運用指図に関する権限の委託を受けた投資顧問会社(ロード・アベット社)に対する報酬(各ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率0.375%)が含まれます。</p>												
その他の費用・手数料	<p>その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料 ・信託事務の処理に要する諸費用 ・外国での資産の保管等に要する費用 ・監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等 <p>監査費用は毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、その他の費用等は都度ファンドから支払われます。</p> <p>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。</p>												

※上記手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。



手続・手数料等

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分 配 時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換 金 (解 約) 時 お よ び 償 還 時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2019年6月末現在のものです。

※少額投資非課税制度[愛称:NISA(ニーサ)]および未成年者少額投資非課税制度[愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)]をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

